

小値賀町議会定例12月会議（2日目）

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	仁
産	業	西	浩		久
農	業	山	田	俊	康
委	員	村	田	祐	一
会	事	永	田	敬	郎
事	務	牧	尾		三
局	長				豊
建	設				
課	長				
農	業				
振	興				
課	長				
福	祉				
事	務				
所	長				
住	民				
課	長				
総	務				
課	長				
会	計				
管	理				
者					

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

## 議 事 日 程

小値賀町議会定例12月会議

令和5年12月6日(水曜日) 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名 ( 立石光助議員 ・ 森岡正雄議員 )
- 第 2 議案第75号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(案)
- 第 3 議案第76号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の  
一部を 改正する条例 (案)
- 第 4 議案第77号 小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関す  
る条例 の一部を改正する条例 (案)
- 第 5 議案第79号 小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例 (案)
- 第 6 議案第80号 小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保  
育事業の運 営に関する基準を定める条例の一  
部を改正する条例 (案)
- 第 7 議案第81号 小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の  
一部を 改正する条例 (案)
- 第 8 議案第87号 小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例  
(案)
- 第 9 議案第88号 小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関  
する条 例 (案)
- 第 10 議案第78号 小値賀町監査委員に関する条例の一部を改正す

る条例（案）

第 11 議案第 89 号

佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約の一部を変更する連携協  
約の締結に関する協議の件

午前10時00分 開 議

議長（宮崎良保） おはようございます。

よろしく申し上げます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番・立石光助議員、2番・森岡正雄議員を指名します。

日程第2、議案第75号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第75号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

人事院は、令和5年8月7日に国家公務員のボーナスについて、勧告・報告を実施いたしました。政府は、この人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を、10月20日に召集された臨時国会へ提出し、同日に閣議決定されたところでございます。今回の勧告の骨子は、民間給与との較差の解消及び公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いた俸給表の引き上げ改定とともに、特別給についても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績に対応し、0.1月分引き上げることとされております。給与額の引き上げ勧告は、昨年度に続き2年連続となります。また併せて、公務職場の魅力向上及び柔軟な働き方の推進を図るため、在宅勤務等手当を新設いたしております。

附則で施行期日を定めておりますが、令和5年4月1日から適用するものと、令和6年4月1日から施行するものに分かれております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、担当より説明させていただきます。

今回の改正では、施行日が令和5年4月1日から適用する改正と、令和6年4月1日から施行する改正があるため、1条と2条に分けて作成しております。改正内容は、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を高卒で約8%、大卒で約6%引き上げるとともに、民間給与との較差を解消するため、若年層が在籍する号棒に重点を

置き、そこから改定率を逡減させる形での引上げ改正と、特別給の支給月数 0.1 月分の引き上げとなっております。

新旧対照表をご覧ください。新旧対照表 1 ページですが、改正法 1 条関係は、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用される、給与及び特別給でございます。

第 17 条は期末手当で、今回支給月数を 0.05 カ月分引き上げるものでございます。

第 18 条は勤勉手当で、期末手当同様支給月数を 0.05 カ月分引き上げるものでございます。今回引き上げる 0.1 月分の特別給については、12 月支給で調整するものです。

次に、別表の改正となります新旧の給料表の対比ですが、民間企業における初任給の動向等を踏まえまして、高卒者の初任給を 1 万 2,000 円、大卒者の初任給を 1 万 1,000 円の引き上げとなっております。行政職給料表（1）を見ていただくとお分かりのように、1 級から 2 級の若年層に手厚く、改定率は 1 級 5.2%、2 級 2.8%、3 級 1.0%、4 級 0.4%、5 級及び 6 級 0.3% で平均の改定率が 1.1% となっております。

続いて、改正法 2 条関係は 48 ページです。

第 2 条は、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設するものです。なお、この在宅勤務等手当につきましては、現時点において当町では手当の対象となる勤務体制が確立できておりませんので、手当の支給対象となる職員はおりません。

第 10 条は、在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱い措置を図るものです。

第 10 条の 2 は、在宅勤務等手当の対象条件等を定めるものです。

第 17 条及び第 18 条は、期末手当、勤勉手当において、令和 6 年 4 月 1 日に施行される給与及び特別給で、6 月分と 12 月分の支給割合を平準化するものでございます。

改正附則では、第 1 条では施行日と適用日について定めておりますが、改正内容により令和 5 年 4 月 1 日から適用するもの、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものに分かれております。

第 2 条は、給与の内払について、第 3 条は、委任事項を定めております。

以上で、説明を終わります。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

今田光弘議員

**4番（今田光弘）** はい。今のご説明の中で在宅勤務等手当というのがあって該当者はいませんということなのですが、想定しているのはどのようなケースの場合、在宅勤務等手当というのが出るとお考えでしょうか。

**議長（宮崎良保）** 総務課長

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

国において広く広めているこの在宅勤務なんですけれども、感染症とかのときに在宅で仕事をできるようなシステム。あとですね、多分、通勤等の時間、そういうところを削減して、在宅で仕事をすることによって効率が上がるということを狙っていると思っております。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第3、議案第76号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

**町長（西村久之）** 議案第76号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

人事院勧告に伴い、一般の職員に加え、特別職の特別給の引き上げを併せて

行うこととしており、特別職の職員の給与に関する法律が改正され、それに準拠し、町長、副町長及び教育長の支給月数と支給割合を改正するものでございます。

改正法1条では、国の改定に準じ、期末手当の支給率を100分の175とし、年間の支給月数を3.3月分から3.4月分とするものでございます。

改正法2条では、6月と12月の支給割合を平準化するものでございます。

改正附則では、施行日を公布の日とし、令和5年12月1日から適用することとし、改正法第2条は、令和6年4月1日から、施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第4、議案第77号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長



**町長（西村久之）** 議案第 77 号、小値賀町議会議員の報酬及び、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

人事院勧告に伴い、特別職の特別給の引き上げを併せて行うこととしており、特別職の職員の給与に関する法律が改正され、それに準拠し、町長、副町長及び教育長と同様、支給月数と支給割合を改正するものでございます。

改正法 1 条では、国の改定に準じ、期末手当の支給率を 100 分の 175 とし、年間の支給月数を 3.3 月分から 3.4 月分とするものでございます。

改正法 2 条では、6 月と 12 月の支給割合を平準化するものでございます。

改正附則では、施行日を公布の日とし、令和 5 年 12 月 1 日から適用することとし、改正法第 2 条は、令和 6 年 4 月 1 日から、施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 77 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 77 号、小値賀町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 5、議案第 79 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。町長  
町長（西村久之） 議案第 79 号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、子育て世帯の負担軽減および次世代育成支援などの観点から、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者に係る、産前産後期間の所得割額及び均等割額の軽減措置を導入するための規定を整備するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページ、第 23 条第 3 項で、出産被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額の減額について、2 ページ、第 24 条の 4 では、産前産後期間の減額に係る届出について、それぞれ規定するものでございます。

附則として、第 1 条で、この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するとしております。

第 2 条で、改正後の本条例の規定は、令和 5 年度分の国民健康保険税のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の国保税について適用し、令和 5 年度分の国保税のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの国保税については、なお従前の例によることといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石光助議員

1 番（立石光助） この減額される期間の考え方についてちょっと確認をさせていただきたいんですけども、3 項の（1）ところを読むと出産の予定日の前月から翌々月までの 4 ヶ月間というふうに取り取れます。で、その（1）の最後のところに、当該年度に属する月数を乗じて得た額とありますので、年度をまたぐ場合どうなるのか、教えていただきたいと思います。

議長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（北村 仁） お答えいたします。

例えば、2 月出産予定とした場合ですね、産前 1 月から 2 月 3 月 4 月までの分が、月割りして軽減されるわけなんですけども、1 月 2 月 3 月分が当該年度分、で、4 月分っていうのは、翌年度に課税される国保税から、ひと月分だけ軽減されるという形になります。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 横山弘藏議員

6番（横山弘藏） 小値賀には妊婦さんはそんなにたくさんいないんですけども、しっかり周知というか、宣伝しないとですね、一般の方はなかなか理解できないと思うんですよね。その辺の周知のあり方はどういうふうにするか、お尋ねします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） お答えいたします。

一応住民課保健係の方で、母子保健の方で母子手帳の発行というのも管理しておりますので、妊婦さんの状況というのも把握しております。で、その中で国民健康保険の加入者につきましては、そのように個別にご案内差し上げたいと思っております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、小値賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第80号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 議案第80号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について、説明をいたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の交付に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

令和5年内閣府令第33号及び令和5年厚生労働省令第48号の交付に伴いまして、1ページ、第37条、第48条、第51条において所要の改正をするものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、小値賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第81号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

町 長  
本案について提案理由の説明を求めます。  
**町長（西村久之）** 議案第 81 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

人工透析患者の通院に要する費用の助成につきましては、平成 24 年 4 月より実施しており、宿泊費については、平成 30 年度に 5,000 円から 6,000 円に限度額を引き上げ、費用の 4 分の 3 を支給しているところでございます。現在 4 名の方がこの事業を活用されております。今回の改正は、佐世保市内ホテルの宿泊費の値上がりや、9 月定例会で議決されました、安心出産支援補助金支給条例の一部改正で増額された宿泊費との均衡を図り、透析患者の経済的負担軽減を図るため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 3 条第 1 号の宿泊費の限度額を 6,000 円から 1 万円に引き上げるものでございます。

附則として、公布のから施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 81 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号、小値賀町人工透析患者通院費補助金支給条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 87 号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

町長（西村久之） 議案第 87 号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

今回の条例改正は、小値賀町水道事業及び下水道事業に、地方公営企業法を適用することに伴い、特別会計を廃止し、公営企業会計とすること、また後期高齢者医療制度が施行されたことに伴い、老人保健制度が廃止され、経過措置期間が終了しておりますので、老人保健事業特別会計を廃止するために本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

第 1 条中、第 2 号の小値賀町簡易水道事業特別会計を削り、第 3 号の小値賀町渡船事業特別会計を第 2 号へ、第 4 号の小値賀町老人保健事業特別会計を削り、第 5 号の国民健康保険診療所特別会計を第 3 号へ、第 6 号の小値賀町下水道事業特別会計を削り、第 7 号の小値賀町介護保険事業特別会計を第 4 号へ、8 号の小値賀町後期高齢者医療事業特別会計を第 5 号とするものでございます。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 87 号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(宮崎良保)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号、小値賀町特別会計条例の一部を改正する条例(案)は、原案のとおり可決されました。

### 日程第 9、議案第 88 号、小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(案)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

**町長(西村久之)** 議案第 88 号、小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(案)について説明いたします。

今回の条例案は、本町の水道事業及び下水道事業に、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例を新規に制定しようとするものでございます。

附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長(宮崎良保)** 建設課長

**建設課長(村田祐一郎)** それでは、担当よりご説明させていただきます。

第 1 条につきましては、水道事業と下水道事業の設置を規定するものでございます。

第 2 条では、経営の基本につきまして、企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進するものとし、経営規模を現在と同範囲に規定しようとするものでございます。

第 3 条では、地方公営企業法及びその施行令の規定に基づいて、水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用しようとするものでございます。

第 4 条では、会計事務の処理として、水道及び下水道事業の出納その他の会計事務について、その一部を会計管理者に行わせることとしております。

第 5 条、重要な資産の取得及び処分につきましては、予算で定めなければならない水道事業及び下水道事業の用に供する資産の取得及び処分の範囲を定めるもので、予定価格が 700 万円以上の不動産または動産の買い入れまたは譲渡、土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに限るものとしようとするものでございます。

第 6 条、議会の同意を要する賠償責任の免除につきましては、水道下水道事

業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合としようとするものでございます。

第7条、議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等につきましては、その金額または、その目的物の価格が10万円以上のもの及び損害賠償の額の決定に係る金額が10万円以上のものを規定しようとするものでございます。

第8条、業務状況説明資料の提出につきましては、水道事業及び下水道事業の業務の状況を説明する書類を年2回作成しなければならないものとし、その内容及び提出できない場合の取り扱いについて規定するものでございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

**6番（横山弘藏）** 6条のですね、事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について。例えばこれはどういうことが考えられるのかお知らせください。説明をお願いします。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** お答えいたします。

職員の水道事業及び下水道事業に従事する職員の職務、業務に関して、町民、あと資産等に、瑕疵があった場合に10万円、職員が与えた損害額に対して、職員に瑕疵がなかったと考える場合に、免除を弾力的に行えるように、10万円と規定しているものでございます。

**議長（宮崎良保）** 横山議員

**6番（横山弘藏）** 例えばその責任のある業務に従事している人の、例えば具体的にはどういうときにこういうことが発生するか、もしわかっていれば説明をお願いします。

**議長（宮崎良保）** 建設課長

**建設課長（村田祐一郎）** お答えいたします。

想定できない災害等の事故等で賠償責任等が発生した場合だと考えております。

**議長（宮崎良保）** しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 03 分 —  
— 再開 午前 10 時 04 分 —

**議長（宮崎良保）** 再開します。

建設課長



**建設課長（村田祐一郎）** お答えいたします。

職員が業務中に公用車を運転していて、例えばですね、避けられない事故で物損事故を起こしたとか、そういった状況のときと考えております。例えばですね、

**議長（宮崎良保）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号、小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号、小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

**日程第 10、議案第 78 号、小値賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第 78 号、小値賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

改正の主な内容といたしましては、先ほど可決いただきました、小値賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、小値賀町監査委員が行う監査の対象に公営企業法を適用する事業を追加するものとなっております。

新旧対照表をご覧ください。

第 3 条は文言の修正に加えて、住民からの監査請求又は要求により行う監査の対象に、地方公営企業法に基づき事業を行う会計を規定する改正でございます。

す。

次に改正前の第4条から第9条を第5条から第10条へとそれぞれ繰り下げ、新たに第4条として、監査委員が議会から請願を送付された場合に、処理する期間を明記する条文を新設し、改正後の第7条は、監査委員が毎月実施すべき出納検査の対象に地方公営企業を追加し、第8条は決算審査の対象に地方公営企業を追加し、併せて監査委員の意見を町長へ提出すべき期限を、審査に付された日から3カ月以内と伸ばすものでございます。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号、小値賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、小値賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第89号、佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

**町長（西村久之）** 議案第 89 号、佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件について、説明いたします。

地方自治法第 252 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 31 年 1 月 12 日付で締結した佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を締結することに関し、佐世保市と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細な説明は、担当が申し上げます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

**議長（宮崎良保）** 総務課長

**総務課長（博多屋雄一郎）** それでは、担当よりご説明いたします。

初めに、連携中枢都市圏の概要について簡単にご説明申し上げます。

連携中枢都市圏につきましては、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとする中で、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるよう平成 26 年に総務省において制度化されたものでございます。具体的には、政令指定都市や中核市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村と都市圏を形成し、「圏域の経済成長」、「高次都市機能の集積強化」、「生活関連機能サービスの向上」等を連携して目指す制度でございます。

本町におきましては、平成 31 年 1 月に連携中枢都市である佐世保市と連携協約を締結し、連携事業を推進してきたところでございます。

それでは、変更内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の 1 ページをお開きください。

1 番目の「圏域全体の経済成長の牽引に関する取組」では、施策分野として、「産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業を核とした戦略産業の育成」など 3 項目を掲げておりましたが、1 ページの「(1) 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備」と、2 ページの「(5) その他、圏域全体の経済成長の牽引に係る施策」を追加し、佐世保市、小値賀町それぞれの取り組み内容を追加しております。

具体的には、1 ページの「(1) 産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略のための体制整備」につきましては、都市圏ビジョンに関する意見等を聴取し、その意見をビジョン反映するとともに、ビジョンの進捗管理を行うため、都市圏ビジョン懇談会を設置するものでございます。また、2 ページの「(5) その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策」につきましては、GX 推進法、グリーントランスフォーメーション推進法が成立する等、国を挙げた脱炭素化及びそれを通じた、それを通じた経済成長、社会変革が進められようとしている中、GX 事業構築のために連携して取り組んでいこうとするも

のでございます。

2番目の「高次の都市機能の集積・強化に関する取組」では、施策分野として、「高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築」など3項目を掲げておりましたが、3ページの「(2) 高等教育・研究開発の環境整備」につきましては、各自治体において既に大学連携の取組が行われており、広域事業として共同研究などを実施する必要性が乏しいという理由から解消しております。

3番目の「圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組」では、5ページに「環境への取組」を追加しております。具体的には、圏域内のゴミの広域化処理について研究を行う取り組みとなっております。6ページの「結びつきやネットワークの強化」につきましては、「地域公共交通」など3項目を掲げておりましたが、「地域公共交通」につきましては、当初の目的である高速船の増便、バリアフリー対応のフェリーいりのり就航が実現したこと等により解消し、「ICTインフラ整備」につきましては、国による基幹系業務システムの統一・標準化が義務化されたことや、県全体での取組が進んでおり広域事業の統合が可能となったことから、解消しております。7ページには、マネジメント能力の強化を追加しております。圏域の行政サービスの効率化や最適化に向けた取り組みを連携していくこととしております。

その他、継続して取り組む項目につきましては、部分的に文言等の追加や修正等を行っております。

以上で、説明を終わります。

**議長（宮崎良保）** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

横山弘藏議員

**6番（横山弘藏）** せっかくですね、佐世保市と広域連携でやっているわけですが、今住民の間で交通関係ですね。バリアフリーなんかで特に、港に船が着いてから、佐世保に上陸する場合の施設が、非常に危険だという話をよく聞きます。それについては佐世保市との協議はどうなっているか、説明をお願いします。

**議長（宮崎良保）** 総務課長

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

この連携中枢都市圏の中での協議に関しては、その港に関することにつきましては、港保有の自治体が整備することとなっております。今、横山議員のおっしゃられた案件に関しましては、現在協議を行っております公共交通の分科会の方ですね、一応島からの要望事項として、小値賀町、宇久町と、要望事項として挙げております。あのタラップでですね、事故が起きているというところと、タラップの角度が、急な斜面となっているということと、あとは雨

が降ったときの、まあその通院者が多いのに屋根がないと、もうそういうところを今要望しております、九州商船の方からは「検討します。」という回答をいただいております。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） GXとかですねイノベーションとか出てきておりますけど、もこれは具体的にはどのようなイメージを持ったらいいんですかね。非常に調べてみても、なかなか具体的なイメージがなかなか浮かんでこないんですけども、その辺どうのような協議をしているか、説明をお願いします。

議長（宮崎良保） 答弁をお願いします。

しばらく休憩します。

— 休憩 午前 10 時 17 分 —  
— 再開 午前 10 時 18 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

グリーントランスフォーメーション推進法が成立しまして、脱炭素社会及びそれを通じた経済成長等が進められている中でですね、エネルギーのマネジメントとかをどうしたらいいかという各自治体の取り組みに対する悩みがございましたので、そういうことをこの圏域でみんなで研究して行って、経済成長とGX推進の構築に繋げていこうとする取り組みでございます。

議長（宮崎良保） 横山議員

6番（横山弘藏） 勉強不足でよくわかりませんが、例えば、環境に気を使ってですね、例えば小値賀町の公用車の一部を電気自動車に変えていくとかですね、そういったことも何か連携してやっていけるようなあれはあるんですかね、その辺。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

環境問題に関する脱炭素に関することだと思っておりますけれども、そういう各市町の取り組みに対する、対する研究をしていく場でございますので、その研究の下、電気自動車等の推進は町が推進していくことになれば、その研究の成果を基に町が進めていくという形を取るということになります。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

横山議員

6番（横山弘藏） 教育文化およびスポーツの振興に向けた取り組みについて、協力して取り組むと。まあ今、私達の所属するところは、北松浦郡でですね、そして佐々とスポーツ大会やったりしておりますけども。野球とかですね。せ

っかく佐世保市と広域であるので、こういったスポーツの交流も、もう少し市と連携して大きな大会に参加できるような、そういった取り組みはできるのですかね。そしてやっているかどうかですね。せっかくここに上がっている以上は何か動きがあるかなと思って聞いておりますけども、よろしくお願いします。

**議長（宮崎良保） 教育次長**

**教育次長（牧尾 豊）** お答えいたします。

佐世保市都市圏、あの連携でスポーツの振興を図っていく、広域的にスポーツの振興を図っていくことは大事なことだというふうに考えます。この中で広域圏でのビジョンの中での、この構想の中におきましては、スポーツ施設、佐世保市を中心とするスポーツ施設の相互利用を研究していこうというふうな中身になっておりますので、今回の事業連携については、小値賀町としては今のところ該当がないのかなというふうには考えますが、広域的にスポーツの振興を図っていくということは、児童生徒、生涯スポーツとして考えていく必要があるということを考えております。

**議長（宮崎良保） 横山 議員**

**6番（横山弘藏）** 特に、子ども生徒が減ってますね。学生が減っておりますので、やっぱり世間というかですね、子どもの活動する世界がもうちょっと広がるように、こういうところは具体的に何か小中学生のスポーツの交流とか、そういったことも考えられるかどうか、その辺はどうですかね。そこまではいかないんですかね。

**議長（宮崎良保） 教育 長**

**教育長（中村慶幸）** お答えいたします。

義務教育、特に中学校を中学生に関しましては、中体連は佐々とともに、佐世保市の市中体に参加をしております。で、秋に行われます駅伝に関しても同様です。で、バトミントンでも、部活の遠征、中学生に関しては、年5回程度行ってるんですけども、先ほど言いました市中体とか駅伝とかも含めて、バトミントンなどはもう10月に遠征が集中するんですけど、そこはその佐世保市の大会に参加しているというところで、中学生においては既にその佐世保市との連携といいますか入れてもらってるっていう状況、交流を図られているところですよ。

**議長（宮崎良保）** いいですか。

森岡正雄議員

**2番（森岡正雄）** はい。先ほど横山議員の方から、GX、グリーントランスフォーメーションについての質問があったと思うんですけども、一応あの本町としては、特にこういうふうになってやり方っていうことは特に決まっていってという理解でよろしいですか？

**議長（宮崎良保） 総務課長**

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。これから研究をしていこうというところでございます。

議長（宮崎良保） 森岡議員

2番（森岡正雄） グリーントランスフォーメーション、私も非常に興味がある分野であるんですが、カーボンニュートラルっていうのが、私たちが出している二酸化炭素の量と、植物とかそうしたのが出してくる酸素の量、これをフラットにしようっていう、そうした取り組みだと私は承知をしてるんですけども、自然再生エネルギーといいますと、太陽光であったりとか風力であったりとか、というのが考えられるんですが、実際それが我が国、日本にとってこれが向いているものなのかということを考えれば、先日あの北海道に視察に行かせていただいたんですけども、空港に着陸する時に、飛行機の上から下を見ますと、北海道なのに太陽光パネルがたくさんありました。電車に乗って、札幌に向かう途中にも太陽光パネルがたくさんあった。でもその太陽光パネルの上に雪が積もってるんですよ。北海道なんか特に日本でいうと日照時間が特に短いので、北海道に太陽光パネルを敷き詰める理由がどこにあるのか、私はよくわかりませんでした。で、その太陽光パネルというのもやはり寿命がありまして、例えばその現状その小中学校につけてある太陽光パネルも発電する能力がだいぶ下がってるようです。当初と比較をしますと。そうした面からも、またその太陽光パネルは中に入ってるカドミニウムとか非常に毒性が高いものを使われておりまして、これが台風で例えば吹き飛ばされたなった場合に、そうした毒性のあるものが、地上に流れて出てしまう恐れもあります。またその風力に関しても、日本というのはそんなにその一年中風が吹くところではありません。なので、そんなに向くものではないというのがありまして、そこに関してはその非常に判断ですね。小値賀町でどう取り組んでいくのかっていうのは難しいところです。先ほど電気自動車ということができましてけども、電気自動車自体はご存知のとおり二酸化炭素を排出しませんが、その電気をどこから持ってくる。その電気は元々何なのかというと、結局化石燃料をいわゆる消費して、電気を作って、それを電気自動車持ってきてるだけなので、実際電気自動車自体は二酸化炭素出さないけれども、その燃料を作るのもう二酸化炭素出してるんですよ。こう考えると、じゃあこれがエコなのかといわれると、私は決してそうではないと思っています。完全なエコではない。ですので今後もこの取り組みというのは本町としてもやっていくんだらうと思うんですが、こうあのなんでしょう、選択肢を誤らない。そのような判断をしていただきたいというふうに思います。

議長（宮崎良保） 町長

**町長（西村久之）** はい、おっしゃるとおりだと思います。小値賀町としても、以前ですね、風力発電を何基かつけたらどうか、太陽光パネルをつけたらどうかという話もあったんですけど、私の個人の考え方としては、小値賀町にはそぐわないと思っております、小値賀町でもしやるとやったらですね、五島市が今やってますけど、海洋の潮流を利用した発電をしたらどうかというような意見もあるんですけど、なかなかその海底パイプラインを引かんばいかんので、ものすごくコストがかかると思います。小値賀町だけでやるとしたらなかなか難しいので、今の県北の地域の平戸ですね、あそこあたりで今その研究をしておりますので、もしそれに同調するとか、佐世保市がまた潮流開発でやるとやったらこの広域圏でやれるのやったらですね、それにも一応参加をした方がいいのではないかと考えておりますが、今のところその話が出てきてないので、もし出てきた場合は前向きに考えたいと思っておりますけども、町内でその風力発電と太陽光パネルを私はそぐはないと思っておりますので、つくる考えはございません。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。 今田光弘議員

**4番（今田光弘）** はい。先ほど横山議員が質問したことと同じなんですが、佐世保のタラップの件なんですけど、実際本当に危ないのは認識されてると思っております。で、別表のですね6ページ、新旧対照表の6ページの（2）の「結びつきやネットワークの強化」ということで、地域公共交通に関しては、増便とか、いのりがバリアフリーになってるんで、もうこれはもう抜きますよと。で、先ほどおっしゃったように、港の整備につきましては、もう各自治体がやることだということで抜いてるんですけど、実際この連携協力の一番最初の目的というのは、多分さっきおっしゃったように、安心して快適に暮らすことができるという目標の下にやってるということであれば、船のバリアフリーはできたけれども、実際今の状況はもう本当にひどいバリアということを見ると、ここで抜いてしまっているのかなっていうふうにならざるを得ないと思っておりますよ。その辺ちょっといかがお考えでしょうか。

**議長（宮崎良保）** 総務課長

**総務課長（博多屋雄一郎）** お答えいたします。

今のご心配の件についてですけれども、まずですね、最初の公共交通これに関する目的が、小値賀町と新上五島町、佐世保市ですね、先ほど申しあげましたとおり、いのりと高速船の増便ということになっておりました。要するにその目的が一定達成したということで、この連携を解消しようということになっております。過去のその取り組みについても、先ほど申し上げたとおりでございますが、やはりこう町民が不便に感じているところでございますので、しかしですね、多分この連携中枢にはそぐわない部分であると認識しておりますの



で、今あっている航路分科会、そこで本当に町民のこういう意見があるんだということを意見しまして、九州商船、佐世保市の方に分かっていただくように努力をしたいと思います

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 江川春朝議員

7番（江川春朝） 先ほどの話を聞いてますと、最初から大体思ってたんですけど、この連携協約って意味あるんですか。小値賀町としてのメリットが伝わってこなかったんですよ。今までのお話を聞いてですね。そのこのところの説明を聞きたいです。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい。お答えいたします。

まあメリットというところなんですけれども、あのこういう連携の大枠は、例えばスポーツ施設で言いますと、佐世保野球場を利用して、佐世保市が野球場を整備することによって、近隣の佐々町とか、松浦市とかがそこを使っていきましょう。そうしたら、各市町の財政的な削減になるというところを、その近隣、広域圏で財政削減をしつつ、経済成長に結び付けていましょうという取り組みなんです。そんな中で小値賀町のメリットと言いますと、今水産の方でやっている栽培漁業、稚魚の放流とかを、今連携してやっているんですけれども、これにつきましても佐世保市の方が稚魚を育てておりまして、それを購入して小値賀町に放流しているということがございます。それにつきましての経費についてですけれども、経費の8割が、特別交付税措置されておりまして、連携して取り組んでいくことによって、そういう効果が生まれているというところがございますので、今のは一例ではございますけれども、そういう財政的な負担の軽減、で連携することによる相乗効果、そういうことを目的にやっておりますので、先ほど申し上げてきた内容からはちょっとメリットは感じられなかったかもしれませんが、その近隣市町で取り組むことによって、全部の市町がしなきゃいけないことを1つの広域圏でやろうというところはメリットだと思います。例えばですね、1つの公園を「佐世保市が行いますよ。」というときに、もう皆さんにその近隣市町に声をかけて、連携市町が参加する。そういうことで佐世保市がすることによって近隣市町は、また簡単に言えば参加するだけというような効果もございますので、もう皆さん近隣広域圏で研究をしていこうとか、広域圏で取り組みをしていこうというような取り組みでございまして、メリットは一定あると認識しております。

議長（宮崎良保） 江川議員

7番（江川春朝） あの安心しました。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） なかなかそのメリットが目に見えにくいので、皆さんもそ

ういうふうな不安があると思いますけども、例えば佐世保中枢広域圏の中でですね、例えば観光をPRする場合は、1つのパンフレットになって一番表に佐世保市ってドンと出てくるんですけど、その構成する市町村がそのパンフレット中に入ってございまして、大都市圏にもそのようPRをして、一緒にPRをしていただくというようなこともありますし、これちょっと当てはまるかどうかわかりませんが、今、西九州自動車道の促進期成会という。これは道路を整備するのは、うちは全然関係はないんですけども、その道路を整備することによって観光客が一定こう流れてきます。その観光客の流れを小値賀町まで運ぶような、そんなPRもしているんで、はっきり言って私もあの西九州自動車道の期成会にあまりこう会議に行くメリットがあるのかなとずいぶん前から思ってたんですけど、そういうふうな一定効果があるということで、構成の市町村に入れられていただいております。その辺についてはですね、やはりあの町としてもしっかりPRをしていながら、中枢広域圏の中で、一定の立場をとっていきたいというふうに考えております。

**議長（宮崎良保） 教 育 長**

**教育長（中村慶幸）** 教育委員会サイドとしても補足をさせていただきます。

すごい小さい話ではあるんですけども、来年度、小値賀小学校4年生が、佐世保市の教育センターの中にちょっと科学館みたいところがあるんですけど、そのプラネタリウムを鑑賞するっていう取り組みを予定しているんですけど、それは佐世保市さんから声がかかりました。今まで佐世保市の子どもだけだったんですけど、どうですかということでした。そういうふうにして、こちらが気付かないこと。それを佐世保市の方が佐世保市の施設を使って、小値賀の子どもたちもそういった体験ができる部分もやっぱりありますので、こちらが気付かないところで、佐世保市さんから声がかかってってところもあると思いますので、補足させていただきます。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。

小辻隆治郎議員

**5番（小辻隆治郎）** 皆さんの議員の意見、そして執行部の見解、いろいろ聞いておりましたけども、結局、佐世保と小値賀町の連携を深めていく。そういうような形がこれでできるのかなというような気がします。ですから、こちらの要望をどんどん佐世保市との協議の中で入れていくということで、内容を充実させていくということではないのかなというふうに私は思いますけども。

**議長（宮崎良保） 総 務 課 長**

**総務課長（博多屋雄一郎）** はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、連携を深めてこの事業がですね、より効果的になるように進めてまいりたいと思います。

**議長（宮崎良保）** ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 89 号、佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（宮崎良保）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号、佐世保市及び小値賀町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程の全てを終了しました。

本日はこれにて散会とします。

なお、明日は 12 月 7 日、定刻の午前 10 時から始めたいと思います。

よろしく申し上げます。

お疲れでした。

— 午前 10 時 40 分 散会 —